

## 水俣市小中学校再編成協議会設置要綱

### (設置)

第1条 「水俣市小中学校再編成実施計画」に基づく事務・事業を円滑に推進するため、水俣市小中学校再編成協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

### (協議事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議するとともに、当該事項の推進にあたるものとする。

- (1) 学校再編成の推進に係る事項に関すること。
- (2) 再編成に係る学校間の調整に関すること。
- (3) その他検討や協議が必要な事項に関すること。

### (組織)

第3条 協議会の委員(以下「委員」という。)は、15名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる団体のうちから選出し、教育委員会が委嘱、又は任命する。

- (1) 水俣市議会
- (2) 水俣市自治会長会
- (3) 水俣市PTA連絡協議会
- (4) 水俣市小中学校校長会
- (5) 水俣市地域婦人会連絡協議会
- (6) 水俣市老人クラブ連合会
- (7) 水俣市私立幼稚園協会
- (8) 水俣市保育園協会

### (委員の任期)

第4条 各委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 公職をもって選任された委員が、その職を離れたときは、当該委員を辞職したものとする。

### (会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 協議会は、必要に応じて会長が招集し、会議の議長となる。

2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の3分の2以上の賛成をもって決する。

### (庶務)

第7条 協議会の庶務は、教育委員会事務局教育総務課において処理する。

### (委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営その他必要な事項は、教育委員会が定める。

## 附 則

この要綱は、平成19年9月1日から施行する。

「水俣市小中学校再編成協議会」委員名簿  
(平成22年6月1日現在)

No.	氏名	団体名	役職
1	平松 辰弘	水俣市議会	総務文教委員長
2	福田 斉	水俣市議会	
3	寒川 正典	水俣市自治会長会	会長
4	森山 幸男	水俣市自治会長会	副会長
5	田村 和典	水俣市PTA連絡協議会	会長
6	中村 慶治	水俣市PTA連絡協議会	副会長
7	森山 祐一	水俣市小中学校校長会	中学校長代表
8	木野 豊次	水俣市小中学校校長会	小学校長代表
9	柏木 優子	水俣市地域婦人会連絡協議会	副会長
10	下山 俊雄	水俣市老人クラブ連合会	会長
11	元山 範子	水俣市私立幼稚園協会	会長 (明光幼稚園)
12	萩嶺 善信	水俣市保育園協会	会長 (西方寺古城保育園)

敬称略